

中小企業退職金共済掛金補助金制度のご案内

長野市は、勤労者の福祉の増進と雇用の促進・安定を図るため、退職金共済制度へ新たに加入した事業者に対し、支払った掛金の一部を補助します。国からの助成金と併用して受けられます。

■ 対象となる共済制度

- 中小企業退職金共済（加入方法については、中小企業退職金共済 HP をご覧ください）
- 特定退職金共済（加入方法については、特定退職金共済団体（商工会議所や商工会等）の HP をご覧ください）

■ 対象となる事業者

市内に事業所を有する事業者で、次のいずれにも該当するもの

- （１）新たに退職金共済に加入したこと
- （２）市税を滞納していないこと

■ 対象となる掛金及び補助率

対象掛金

退職金共済に加入後、4か月目から15か月目までに支払った掛金のうち、年度内に支払ったもの

補助率

対象掛金の 20/100 以内 ※従業員一人につき 1,000 円/月が上限

■ 申請方法

以下の書類をそろえて申請期限までに長野市商工労働課雇用促進室に提出してください。

申請書類

- ① 長野市中小企業退職金共済掛金補助金交付申請書
- ② 長野市中小企業退職金共済掛金補助金交付請求書
- ③ 中小企業退職金共済月別、個人別共済掛金内訳書
- ④ 退職金共済手帳または被共済者証の写し

※ 対象となる事業者には、共済からの報告をもとに、長野市から毎年2月上旬に①～③の書類を郵送します。

また、長野市 HP（商工労働課雇用促進室）からもダウンロードできます。

申請先

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町 1613 番地

長野市商工労働課雇用促進室

申請期限

毎年3月31日（年度内に支払ったものについて申請してください）

※ 特定退職金共済加入事業者の申請窓口は、共済加入時の窓口となった特定退職金共済団体（商工会議所や商工会等）となっております。申請期限も各窓口で異なる場合がございますので、ご注意ください。

■ お問い合わせ

長野市商工労働課雇用促進室

（電話）026-224-7492 （メール）koyou@city.nagano.lg.jp